

2019年2月9日
ベルランド総合病院

「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル」の運用について

薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用上、薬剤師法に基づく極めて重要な業務です。しかし、調剤上の単純な変更の疑義照会が多く、医師への確認に多くの時間を費やし、患者さん、保険薬局薬剤師にご負担をかけている場合もあるかと存じます。

ベルランド総合病院では、平成22年4月30日付 厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者さんへの薬学的ケアの充実および処方医師の負担軽減をはかる目的で「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル」の運用を開始します。

本プロトコルを適正に運用するため、開始にあたっては、プロトコルの趣旨や各項目の詳細について当院担当者からの説明をお聞きいただいた上で、合意書を手交することを必須条件としております。

本取り組みへの参画をご希望される応需薬局は、まず、当院薬剤部までご連絡ください。

ベルランド総合病院 薬剤部メールアドレス: yakuzaikacho@bh.seichokai.or.jp

疑義照会簡素化プロトコル項目

保険薬局と病院間で合意書手交後において、下記項目については包括的に薬剤師法23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、保険薬局から病院への調剤前の疑義照会を不要とします。

なお、処方変更後はその内容を病院に連絡して下さい。

ただし、麻薬を除きます。

- ①剤形の変更(ただし、変更不可処方の場合は除く)
- ②別規格への変更(ただし、変更不可処方の場合は除く)
- ③外用薬の取り決め範囲内の規格変更(ただし、変更不可処方の場合は除く)
- ④明らかな用法の間違い変更、追記(食前薬の食後投与指示、外用薬の用法不備)
- ⑤その他合意事項